

第一回 国会 財務委員会 議院

議録 第六号

平成二十一年二月二十日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長

田中 和徳君

理事

江崎 洋一郎君

理事

竹本 直一君

理事

吉田六左エ門君

理事

松野 賴久君

理事

石原 宏高君

稻田 朋美君

木村 隆秀君

松本 洋平君

山本 明彦君

山本 有二君

西本 勝子君

佐藤 ゆかり君

松本 文明君

鈴木 鑑祐君

杉田 元司君

杉田 肇一君

同日

辞任

杉田 肇一君

同日

から、先生が言われるよう以前一度アシア・マネタリー・ファンドという構想が出来ました。これは、IMFも重要であるけれども、アジアに限つてのいわゆる国際通貨基金をつくろうといふ構想がありました。幾つかの国が反対をして、これは実現できなかつたわけでございますが、そういうことを含めて、円というものがアジア経済にどう役に立つかということは、先生の御指摘のように、今後真剣に検討していくかなければならない課題であると思つております。

○中川(正)委員 ぜひこの機会に、そうした日本とのイニシアチブを具体的な提案として出していくべきだというふうに思ふんです。

さつきの方向性、今がその具体化をするというタイミングなんだろうと私は思ふんですが、大臣はどう考えられますか。そして同時に、さつきのお話を具体化するとすれば、日本は何を提案して

い。こうとしているのかこれを聞かせてください。

○与謝野國務大臣 まだ提案しておりませんので、ここで具体的にお話はできないわけでござい

ますが、末松政務官が日本の立場を御説明し、日本がどうアジアの諸国に協力していくかというこ

○中川(正)委員 本来は、こうした戦略といいま
とはきちんと表明する予定になつております。

すか方向性というのは、今の時点できつかり出して、それをもってこの国会の中でも議論を尽くす

ということ、これは当然だと思うんですね。それを、これからだと。もう会議はそこに開かれよ

うとしているわけで、そこについて、これからだ
というふうなことは、これは何にも考へてい
ない

○予謝野國務大臣　既にチエンマ
といふことと同じしゃたいですか

ブ"というのがあることは先生よく御承知でござりますが、ここではもう既に二国間の通貨のスワップを相当やつておりますし、また、こういうことに関しましても日本は今後とも積極的に協力を

大臣、どう思われますか。日本は外需型の産業であります。非常にいい印象を残して帰られました。非常にいい印象を残して帰られたんだと思うんですが、耳を傾ける、日本が何を考えているのかどうのを模索していくかれたんだろ

構造から内需型に変えていかないと、将来の世界の経済構造の中でも、こういうことが起こるたびに、いわゆるアメリカが風邪を引けば日本は肺炎になる、あるいは今回はもっと厳しい状況になっている。いろいろと思うのですが、そういうことを

たびたび繰り返していくかなきやならないから内需型にしていこう、こういうふうに経済の政策、基
本姿勢というのはあるんだと思うんです。しかし、もう一方で、今回のGDPの年率にして一
二・七%の落ち込みが予想される、あるいはまた

次の期もそういう厳しい状況になるというときに、やはり輸出の関連が極端に落ち込んでいるということがどうにもならないということだと思うんですね。

ないということだと思うんですが、そうなると、アメリカそれからヨーロッパ、こうした国々も幾ら時に起き上がつてこないと、日本の経済も、内需型、内需型といつても、これは中長期的にはそういうことは考えられるけれども、しかし基本

的に、今何とかしなきゃいけないという形で政策を考へた場合に、やはりアメリカの経済に何ができるか、ヨーロッパの経済に何ができるかといふことも、これは重要な要素になつてくるというふうに思います。

その上で聞きたいんですが、アメリカの現状に対する、日本は今、内向きになるな、バイ・アメリカンではだめなんだということを言つているわけですけれども、それはどっちかというと日本でも後ろ向きな話で、日本のものも世界のものも買つ

てくれよ、貿易が縮んじゃだめなんだ、それを言つてはいるだけで、これはまだ消極的なと、うか

内向きな話なんだと思うんですよ。それを超えて

も一と力きな手を一がいしていこうおるいはれることをお互いやつていこうじやないかという

メツセージを発するとすればどうなことがあるとお考えですか、アメリカに対して。
○与謝野國務大臣 こういう状況になりますと、必ずエコノミックナショナリズムというものが勃

興してくる。特に、保護主義と呼ぶことが正しいかどうかわかりませんけれども、自國のものを使おう、やはりそういう動きが出てくるというのは自然なことなんですねけれども、一九二九年の経験から見れば、そのような呆癡主義が走るというこ

とは世界経済全体を縮小させる、そういうことがありますから、一般のG7でも、保護主義ということに対しては全面否定の姿勢を各国ともとったわけです。日本も、アメリカから買うべきものは買う、ヨーロッパから買うべきものは買う、そ

いう意味ではやはり自由貿易というのはきちんと守るべきだと思つております。

れども、一九九〇年ぐらいまでは景気回復過程はほとんど内需が貢献していた。外需ではない。ところが、それ以降は専ら景気回復の過程は外需が主導している。今回の二二・七という数字は、三・三という十一・一二の数字ですけれども、この

うち三が外需、〇・三が内需ということですか
ら、この局面では圧倒的に外需の影響が大きい。
それから、一・三も、やはり先生が御指摘のよう
に、アメリカやヨーロッパを中心としたところの
経済が回復するということが日本の経済の回復の

一つの前提だという多分お考えであろうと思うんですけれども、私はそういう前提是極めて正しいと思っております。

世界各国が協調関係の中で初めて景気回復が可能になる、そういうことを前提に日本政府も政策を考

えていかなければならぬと思つております。

○中川(正)委員 私が尋ねたのは、その具体的な政策というのは何なんだということを尋ねたわけです。何だとお考えですか。

○与謝野國務大臣 日本の為替をまず安定させておくということであると思つております。

○中川(正)委員 よくさまざまの人から今話が出ているんですが、七十一兆円の財政出動をアメリカは決めた。恐らく、それでおさまらないだろう、もつと大きな形で、いわゆる財政赤字を覚悟しながらアメリカというのをやつていかなければならぬ。その中で、今のところはまだ米国債で金利が極端に上がつてくるということはないけれども、将来それをどこが引き受けていることになると、日本、中国あるいはアラブの産油国、その辺で引き受けいかざるを得ないだろう。直接的にあるいは間接的に、両方あると思うですが、見えた形でということよりも、資金の流れからいつて、間接的に、恐らくそういうことになつていくんだろうということ。

よく憶測が飛んだんですが、クリントンさんが日本に来るときは、そのことをよろしくお願ひしますという意味合いで、例えば間接的にといえば、米国債を引き受けなくとも、いわゆる基地の移転あるいはグアムへの転換ということの中でも日本の受け持つシェアを高めていくとか、あらゆることはさまざまな、これまでの国際協力の中でアメリカが負担していく分を私たちが逆に負担をしていく。それは、アフガニスタンやイラクということも念頭に置いてという意味合いもあるんだと思うんですね。

そういう受動的なというか、向こうからいろいろなことを言つて、仕方ないから日本はつき合つたんという形というのが恐らくこれまでの日本の外交だつたんだろうというふうに思つます。

私は、今回のこのサプライズの破綻を契機に、日本の外交もそこのところは転換したらどうだといふうに思つてゐるんですよ。だから、逆に、米国債を日本は引き受けますよと。それは、

向こうが引き受けくれ、あるいはくれなくともいい、そういう具体的な環境とかなんとかにかかわらず、日本からのメッセージとしてそういうことをこちらから打ち出していく。協力しようじゃないか、一緒にやつていこうじゃないかと言うことで自分が、世界の経済を、いわゆるマーケットとして受けとめる形というのは変わつてくるんだろうと思つて。我々がそういう意思表示をすることによつて。

さつきの米国債を引き受けようじゃないかといふのは一つの例ですけれども、もつとそれ以外にも、日本が能動的に、主体的に意思表示をしていけることというのはあるんだろうと思うんです。それを、大臣、政府がやはりメリッセージとして発しなきやいけない。何か考えなきやいけないんでしょ? ねとか、あるいはそこは大事なところですねで終わつてしまついたらダメなんだと思うんですね。そういう意味で、何をするのが一番いいかということを具体的に示してくださいというのをそういう意味なんです。

○与謝野國務大臣 先生御指摘のように、アメリカの経済対策というのはなかなか大きなものでござりますし、恐らく長期資本市場からこの資金は調達される。一方、アメリカの長期資本市場は現在のところ極めて安定をしていて、国债、TBといふ形で必要な資金が調達できるような環境が整つてゐるというふうに私どもは判断をしております。

また、アメリカ政府のTBを日本が引き受けてくれというような具体的な話は来ておりません。もちろん、円建てにすれば為替リスクはなくなっていることはだれもが承知していることでございますが、恐らく、アメリカの市場はアメリカのTBをまだ消化できる余力を持つた市場であるというふうに我々は判断しております。

○中川(正)委員 大臣の判断というのはアメリカのサイドに立つた判断なんだと思うんです。日本のサイドに立つたときに、いろいろな戦略がこれからあるんだろうと思うんです。ドルが基軸通貨であり続けるということを本当に前提にしていいのだから。

私は、ある意味では、ドルが基軸通貨であつたために、三百六十円の時代から今九十円の時代に落ち込んできた、そのたびに、日本というの

んです。恐らく国際会議へ行かれてもそんなことしか言つていらないんじゃないかなという、そんな推測をしています。ここでそんなことしか言つてはいりませんから、国際会議へ行つて、日本は何を考えているんだろうという話になつてゐるんじゃないかな、そういう思いがしますね。

同時に、逆にこちらから米国債を引き受けますよと言ふときに、例えば戦略的に、ただし円建てですよ、円建てで米国債を引き受けしていくということを能動的にこちらから言うことによつて、逆にドル建てのいつもの米国債を引き受けでもらいたいんですけど、そういう話が向こうから来たときにも、いや、前に申し上げたようにうちは円建てですよ、それだつたらしつかり引き受けますよといふ、いわゆる外交カードをつくつていくということもなつていくわけですよね。

○与謝野國務大臣 過去、アメリカが外国通貨建ての国债を発行したのは、ドイツでやつた例とバランスでやつた例とございます。今のところは国债を発行するための条件は整つておりますから、現時点でのような判断は多分ないのであろうと思つております。

もちろん、円建てにすれば為替リスクはなくなります、恐らく、アメリカの市場はアメリカのTBをまだ消化できる余力を持つた市場であると、もちろん、円建てにすれば為替リスクはなくなっていることはだれもが承知していることでござりますし、恐らく、アメリカの市場はアメリカのTBをまだ消化できる余力を持つた市場であると、私は行き過ぎてゐるんじゃないかというふうに判断してゐるんです。その中で、例えば米国債を円建てでするということはある意味で円キャリーを官製で導くということと同じ結果になつて、為替についても日本にとって有利に働いていくという結果も出るんだと思うんですね。

そういうような意味で、日本の立場に立つたときに日本の国益と日本を中心と考えたときに何を主張するかということがないと、アメリカはそれを乗つてこないだろうということで、アメリカのペースでこちらはそろえていたらしいんだといふことが、これまで与党筋の物の考え方、あるいは、その体制にどっぷりつかつた形で国を運営し

あつたんじやないかと、いうふうに思はんですね。そういうことから考えていつたときに、もう一回聞きますが、アメリカがそれを受け入れるかどうか、あるいはアメリカにとってスリットがあるうか、あるいはアメリカにとってスリットがあることを主張する気持ちはないのか。これは間違っているという考え方なのか、それとも、いや、それは日本にとって大事な視点でしよう、やっていましょう、今でなくとも主張するタイミングがあつたらそれは主張していくましようというふうに考えておられるのか、これはどちらですか。

○与謝野國務大臣 これは、債券を発行する方が自国通貨でやるか外国通貨でやることを市場の状況を見きわめて決められる話でござります。

ただ、基軸通貨という言葉は、これは基軸通貨と決めたら基軸通貨になるかといつたら、そんなに簡単な話ではないし、また、円がアジアでたくさん流通するから基軸通貨になれるかといつたら、そんな話でもなくして、多分基軸通貨という話は、やはり経済のほかにいろいろな力を持つていることによって成り立っているんだろうと思います。

今回の金融危機の後、フランスを中心に第二ブレトンウッズ体制をつくろうというような話があつて、これはアメリカのドルのほかに他の基軸通貨ということはあり得ないのかという一つの模索でもあつたと思うんですけれども、いずれもなかなか皆さんのが信用しない、基軸通貨たり得ないということで、そういう話は最近余り議論されなくなつております。

むしろ、基軸通貨であるアメリカのドルの価値を維持するべきだという意見の方が現実的であり、具体性のある議論であるというのが最近の傾向だというふうに私は理解しております。

○中川(正)委員 大臣、それは評論家の言葉だと思うんですよ。日本の国家としてどういう意思を

はり一つは、アメリカが経常赤字をほつたらかにして過剰消費に陥つてゐた。いわゆる双子の赤字と言われる財政赤字、経常赤字をほつたらかにしてずつと来た。いずれこれは審判の日が来るとしていうふうにアメリカの識者も言つてゐたわけですが、それはアメリカの過剰消費、それからドルの垂れ流しと言われているもののもたらした現象だろうと私は理解をしております。

円の地位を強くするということは大事でござりますし、国際的な取引で円が国際通貨として多く使われていることは望ましいことですし、円という形で借款が多く行われるということも為替リスクがないという面では望ましいことでございますけれども、そういうことに向かつて日本政府は努力を少しずつしていることはぜひ御理解をしていただきたいと思っております。

○中川(正)委員 ここで努力をしているのか見えていません。同時に、だんだん卑屈になつてきていまして、これは具体的な数字、ここに出ているんですが、二〇〇一年でいわゆる外貨取引に占める円の割合というのは一・四%，この数字がどんどん落ちてきているんです、今。日本のそういう意味での存在感も円とともに落ち続けているんですよ。それはさっきの話のように戦略性がないからということを指摘させていただいて、ぜひASEANプラス3、行ってきてください。何を言うかその前にちゃんと日本の国民に説明をして、それでぜひ参加をすべきだというふうに思います。

以上、時間が來たようになりますので、質疑を終了させていただきます。

○田中委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

中川大臣の突然の辞任で急遽、財務大臣、金融担当大臣という大変な大きな仕事をするということがなされたわけですから、この間の一連の

事態、あのようにろれつの回らない状態での記者会見、きょうも放映されていました。もう毎日放映されているわけです。これはまさに日本の信用政府側の対応も、麻生総理が最初慰留をする、それから、予算が通つてからやめる、こう言つてみたり、そう言つたその日の夜に辞任する、二転三転、こういう状況が続いたわけです。

この一連の事態について与謝野大臣としてどのように見ておられるのか、感想をますお聞きしたいと思います。

○与謝野国務大臣 実は、私は中川大臣がやめられるまでの映像は見ていなかつたのですが、やめられた後の中の七時のNHKのニュース、これを見まして、やはりこれは日本の代表としてあるべき姿ではないということを確信いたしました。職を辞するということは当然のことであつたというふうに思いました。

ただ、中川さんは私の友人ですので、友人としては極めて残念なことであつたとも思つております。

○佐々木(憲議員) それで、中川大臣のお仕事を引き受けられたわけですけれども、先日、記者会見で与謝野大臣の発言を聞いていまして、能力はないかもしれないが、体力には自信があるというふうにおっしゃつたんですけども、私は逆にやらないかなと思つて聞いておりました。

これだけ大変な三つの大臣を兼ねるというのは今までほとんど例がない、重要なポストを三つ兼ねるということはないと思うんです。そういう意味で、体には十分気をつけてやっていただきたいと思います。

そこで、内容について、具体的な政策について考えていただきたいと思いますが、まず、麻生総理が十月三十日、昨年の秋ですけれども、記者会見をお座りになつていたと思うんですが、いかがですか。

○与謝野國務大臣 座っていたのではなくて、立っていたんです。

○佐々木(憲)委員 なるほど、立つておられたわけですね。

それで、そのとき麻生総理は、三年後には消費

税引き上げをお願いしたい、このように発言をさ

れました。私は、この記者会見をその後ニュースで見て、とんでもないことを言つたな、突然あの

ような、国民の負担をふやす、消費をいわば冷や

すような、三年後とはい、今の時点でそういう

発言をされるということは、景気対策のため、経

済対策のためと言つていながら実際には消費税を

引き上げるという発言をすることが自体が消費意欲

を冷やすものであるというふうに感じました。

こういう重大な発言をする場合は、当然事前に、与謝野大臣、隣に立つておられたようですか

ら、相談もあり、かつ財務省等と打ち合わせをして、こういう発言をいたしますよ、これが普通だ

と思いますが、これは十分な打ち合わせのもので

そういう発言をされたんでしようか。

○与謝野國務大臣 もともと私は、日本の社会保障制度、年金、医療、介護等を続けていくために財源が必要であつて、財源なしでこういう制度は維持できないと思つておりますし、やはりある時期が来ましたら国民に御負担をお願いするというのを政治は勇気を持つて言わなきゃいけない、そのように思つておりましたし、総裁選挙の最中もそのことははつきりいろいろな演説会で申し上げてきたところでございまして、総理の発言には全く違和感もなく、当然のことと言われたと思いました。

ただ、我々と事前のお打ち合わせではなく、総理独自の財政、税制、日本の経済に対する見通しの上に立つた御判断であつたと思います。しかし、この御判断は私の考え方とも一致しますし、その後、総理が発言された内容をどういうふうに担保していくかということに腐心をしてまいりました。おかげでございます。

○佐々木(憲)委員 今お認めになつたのは、事前

の打ち合わせはなかつた、こういうことですね。

事前の打ち合わせなく、三年後には消費税を上げるということを総理が自分の考えだということですね。

それで、本当に違和感はなかつたんですね。

それで、そのとき麻生総理は、三年後には消費

税引き上げをお願いしたい、このように発言をさ

れました。私は、この記者会見をその後ニュースで見て、とんでもないことを言つたな、突然あの

ような、国民の負担をふやす、消費をいわば冷や

すような、三年後とはい、今の時点でそういう

発言をされるということは、景気対策のため、経

済対策のためと言つていながら実際には消費税を

引き上げるという発言をすることが自体が消費意欲

を冷やすものであるというふうに感じました。

こういう重大な発言をする場合は、当然事前に、与謝野大臣、隣に立つておられたようですか

ら、相談もあり、かつ財務省等と打ち合わせをして、こういう発言をいたしますよ、これが普通だ

と思いますが、これは十分な打ち合わせのもので

そういう発言をされたんでしようか。

○与謝野國務大臣 もともと私は、日本の社会保

障制度、年金、医療、介護等を続けていくために

は財源が必要であつて、財源なしでこういう制度

は維持できないと思つておりますし、やはりある

時期が来ましたら国民に御負担をお願いするとい

うのを政治は勇気を持つて言わなきゃいけない、

そのように思つておりましたし、総裁選挙の

最中もそのことははつきりいろいろな演説会で申

し上げてきたところでございまして、総理の発言

には全く違和感もなく、当然のことを言われたと

いました。

ただ、我々と事前のお打ち合わせではなく、総理独自の財政、税制、日本の経済に対する見通しの上に立つた御判断であつたと思います。しかし、この御判断は私の考え方とも一致しますし、その後、総理が発言された内容をどういうふうに担保していくかということに腐心をしてまいりました。おかげでございます。

○佐々木(憲)委員 今お認めになつたのは、事前

でそこまでやろうと思っていました。しかし、や

ろうと思っていた我々にとっては、総理がまず決

断してくださつたということは、ある意味では大

変いことだつたと思つております。

○佐々木(憲)委員 このおじさん、何を言い出す

けれども、本当に違和感はなかつたんですね。

されども、本當に違和感はなかつたんですね。

突然、事前に打ち合せなしにこんなことを

言わされたらびっくりすると思うんですね。どう

だつたんですか。

○与謝野國務大臣 実は、総理は別に根拠がなく

言われたわけではなくて、自由民主党に税制調査

会というものがございまして、最終的には自民、

公明で話し合つて与党税制改革大綱というのをつ

くります。累次に渡る税制改革大綱には消費税を

含む税制の抜本改革をやることをたびたび

書いてあります。これは与党も、税制改革、抜

本改革をやるということは党議として承認してい

ることでございますから、それを具体的な年次を

もつて申し上げたということは特段 党の方針があ

るいは今までの政府の方針と違背したものである

わけではありません。

○佐々木(憲)委員 私は、与謝野さんが書かれ

た、これは最近のある雑誌ですけれども、ここに

こう書かれているのを見ました。「十月三十日に

は首相官邸における経済対策発表の記者会見に同

席。ここで麻生総理がいきなり「三年後に消費税

引き上げをお願いしたい」と言いだしたのであ

る。この時は私にも財務省にも何の相談もなし。」

○与謝野國務大臣 そのおじさんという話は

ちょっとと余り正確じゃないので……(佐々木憲)

いやなくて、それは口述筆記なものですから、私が

そういう発言を使つたかどうかというのは、多分使つてないと思うんですが、まあ、びっくりしたことは間違いない。これは手順を踏んでいつ

じゃ、定額減税と給付金という形に組み合わせて

やるか、これが次の議論だつたんだけれども、それもまた事務的に大変だと。結局、定額給付金

というものに一本にしよう、こういうことになつたんです。

ですからそのときに、定額給付金の政策として

する場合には最終的にチェックをするわけですよ

ね。つまり、こういうことでよろしいということ

で活字にして世間に発表しているわけですよ。そ

れを何か、そんなことを言つた覚えがないという

のは、これは全く言い逃れにもならない弁明だと

私は思います。

それで、私、こういうやり方を見まして、麻生

総理というのは、アドリブでこういうことを言う

というのはどういうことなのかなど。例えば二兆

円の給付金の問題も、麻生さんの発言が二転三転

ということで大変な問題になつてまいりました。

この定額給付金については、与謝野大臣は最初

は、高額所得者の所得制限を設けるべきである、

こういう発言をされましたよね。もらう人が

高額所得者だと思えば辞退せよということを言つ

るのは、だから制度的に決めなさい、制度をつく

るのが政策である、本人がもらうかもらわない

か、どうぞ御自由にというのは政策ではない、こ

ういう発言をされました。これはどういうことな

んですか、正確には。

○与謝野國務大臣 このおじさん、何を言つんだ

大変な話になるという話で、それでは所得制限を

設けるのはやめようと。でも、私がそのとき申し

上げたのは、しかし、市町村によっては所得制限

をすると膨大な事務量が発生し、なかなか所得に

関しての個人情報を市町村が知ることになる、知

るためにには個人の了解が必要だと、非常に何か

理解しております。

○佐々木(憲)委員 実務的な大変さがある、だか

ら基本的には所得制限など設けずに全体に分配す

ると、高くなき所得の方に不公平になる。それ

ということは、この程度のことは、事前に実際にこれをどのように給付するかということを検討していれば当然想定されることなんですよ。それを全く想定もしないで、いきなり二兆円給付金とばんとアドバルーンを上げて、それで解散すると思つたのかしないのかわかりませんけれども、いざれにしても、十分な政策的検討なしに実行した、つまり決めた。それから、基本的な性格についても、一体低所得者への生活支援なのか景気刺激策なのか、これもはつきりしていない。つまり、基本的な理念も具体的な実施の細目についても十分な議論なしにともかく決めた、今のお話でそのことが非常によくわかりました。

そしてその上で、与謝野大臣自身は、実際にこれが給付される場合、受け取るのか受け取らないのか。社会政策的な意味をかなり主張されていたのであれば、当然断るというのが私は筋だと思いますけれども、どうですか。

○与謝野国務大臣 私の今までの答えは、これに対する財源法案が通過してからゆっくり考えたいという方が今までのお答えでございます。

○佐々木(憲)委員 通過してから考えるといのはおかしいんじゃないですか。提案をしているわけでしょう。提案をして、こういうふうに実行しますよと、通過するのを前提に今政府はやってるんじゃないですか。だったら、通過した後どうするかというのは、当然今考えてしかるべきであり、それを言わないというのは極めて無責任だと言わざるを得ません。

○与謝野国務大臣 この定額給付金というのは、受け取るか受け取らないかというのは個人それぞれの自由な制度になつていまして、お金を送りつけたり強制的に受け取つていただくという制度ではありません。そういう給付金の性格を明確ににするためには、私はこれから判断するということを申し上げているわけでございます。

○佐々木(憲)委員 全く無責任ですね、これから明確にすると。与謝野大臣自身が何を考えているのかというのを私は聞いているわけなんです。

もう時間がありませんからこれ以上やりませんが、この一つをとりましても、麻生内閣が実際にいろいろと打ち上げて、目玉であるかのよういろいろな政策を出していますけれども、どうも極めて無責任であり、細目も明確じゃない、そういうやり方が続いていると思うんですよ。

午後の質疑では、この法案の附則を中心的に、消費税の問題について少し詳しくお聞きをしたいと思思います。午前中は以上で終わりたいと思います。

○田中委員長 次に、内閣提出、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。古本伸一郎君。

○古本委員 民主党的古本伸一郎でございます。

大臣におかれましては、御就任おめでとうございます。

これはたしか重要広範だと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○竹下副大臣 そのとおりでございます。

○古本委員 これは本当にこの間の騒動は、国民の皆様からごらんになつてると、ただただあきれるばかりですよ。それで、これは重要広範議案で、この与党の皆さんの中出席状況はどうなつているんですか。本当に思いますね。大臣の責任じやないんですよ。大臣に言つてはるわけじやないんですけど、政府・与党一体としたならば、大臣としてもこんな状況で答弁するのもさぞかし情けないだろうと思いまして、最初に申し上げました。

それから、これは早速夕刊紙に、「これはもうメチャクチャや〔厚謝野内閣〕になつてしまつた」と出でていますけれども、大臣、正直言いまして、お友達で中川大臣を選んだというふうに巷間言わっていますけれども、どういう理由で大臣は選ば

○与謝野國務大臣 お友達じゃないからじゃないですか。

○古本委員 そうしますと、ますます、本当に苦言を呈しながら、本当に規律しながら、なおかつ国民の皆様の方を向いていろいろなことに当たつていただきたいと思います。ただ、せつかく巷間、報道によれば与謝野内閣なんということも出ていますので、二、三、それに備えた、財務大臣の所管を超えたところを最初に聞いておきます。

今、小泉さんがいろいろ御発言なさっています。今の与党の先生方の、ちょうどこの辺まであります三分の二の議席は、郵政民営化の是非を問うた、そのことによって得られた議席ではなかろうかということを小泉さんは言つておられますけれども、それに反することを麻生さんは真っ向からおつしやつてゐるわけですから、小泉さんは合点がいかないということでああいうことを御発言されているというふうに推察をいたします。与謝野さんはどう感じられますか。

○与謝野國務大臣 ここにおられる一年生議員の方は、郵政問題一点で当選したわけではありません。それぞれの議員が候補者として優秀であったために有権者が選ばれたわけでございまして、郵政選挙だから選ばれたというのは、有権者の判断をやや軽視しているのではないかと思つております。

○古本委員 そうしますと、今、小泉元総理が、現在の与党の三分の二の再可決ができる議席を得たその専らの原動力は、郵政民営化の是非を問うたあの選挙にあつたんだと言うことについて、小泉さんがいささか有権者を誤解しておる、こういうことをおつしやつてゐる、そういう理解でよろしいですか。

○与謝野國務大臣 あのとき、郵政は一つの大きな問題でありましたけれども、私はその当時自民党政調会長をいたしておりまして、郵政の問題以外にたくさんの政策を掲げて戦つた選挙でござります。

○古本委員 さりとて、僕は忘れもしないんです
よ、大臣と初お手合わせというんですか、御指導
を賜つた予算委員会での質問、もう随分前になり
ますけれども、はつきり覚えていてます。当時、ラ
イブドア事件がありまして、いわゆるニッポン放
送株を東証のTOSTNETというのですが市場
内時間外取引で、何百万株もの株がぱっといき
なり画面に出て、契約が成立したわけですよ。そ
のことについて違和感を覚えませんかとお尋ねし
たところ、当時担当大臣として与謝野さんは、出
会い頭にそれだけの株が出てそれを買ったという
ことは、要するにわかつには信じがたい、正確な
表現は私も覚えていませんが、出会い頭にそう
いったことがあつたということは考えにくいとい
うことを素直におっしゃっていたんですね。
ということは、与謝野さん、三分の二の議席を
得ているこの現実は、今全国で惜敗されておられ
る議員はもとより、それからあの選挙で本当にい
ろいろな離合集散がありましたよね、また戻られ
て入閣されている人もいらっしゃいますけれど
も。いろいろな動きがあつた最大の争点は郵政民
営化の是非だったと思うんですけども、これは
違うんですか。

○与謝野国務大臣 もちろん郵政民営化の是非、
小泉総理のリーダーシップ、自由民主党の政策の
優秀性、こういうものを判断した上で、候補者そ
れぞれの資質を見ながら有権者は選択をされたと
いうことで、郵政は大きなテーマであつたわけです
けれども、この人が郵政に賛成か反対かということ
だけで決めたわけではない。
ただ、郵政の問題が非常にドラマチックな展開
をしましたので、そういう雰囲気の中で選挙が行
われたことは間違いない。そういう中で私ども
は多数の議席をいただいたわけでございますけれ
ども、そういうドラマチックな効果の中で選挙を
やつたことが議席の増につながつたことは、もち
ろん私は率直に認めます。

○古本委員 そちらのコップの中のもめごとです
から、これから先はお任せいたしますけれども、

大臣、国民は見てていますからね、わかつていらつしやると思いますよ。

もう一つ、陰の総理だそうですから、大きな話を聞いておきたいと思うんですけれども、麻生さんは全治三年としょっぱなにおっしゃったんで

す、今回この経済・雇用危機に対して。逆に言うと、三年間は回復しないということをもう言つちやつたということなんですね。今、先生方が地域を歩いておられて、三年も待つていられないというのが実感なんじゃないでしょうか。

その意味においては、あれは三年と言つちゃつたのは実は間違いたんじゃないかな。もうこれは命を賭して、例えば何が何でも一年以内に、あるいは半年以内にと。その具体的目標設定を間違えていたんじゃないのか、日程観において。このことについてはどのような御所見を持たれますか。

○与謝野國務大臣 中国の言葉に白髮三千丈といふ言葉があります。これは長いという意味でございまして、全治三年というのは、今回の不況を克服するためには非常に長い時間がかかるということを表現しているので、三年という数字自体が數学的な意味を持つている表現ではない。

ただ、一九二九年の恐慌の状況をずっと研究してみると、こういう状況から立ち直るのはそう三月、半年、一年ということではなくて、相当の時間がかかるということは間違いない。今まで経済の予測で全治三年なんということを言うということは、非常に長い回復期間が必要だ、そういうことを総理は表現されたかったのではないかなと私は思つております。

○古本委員 数学的な日程観、物理的な日程観を言つたわけではないと思う、ただ大変回復に時間がかかるんだろうという相場観として言われた、そう受けとめました。

もしそうすると、先ほど来も出ておりましたけれども、景気が回復した暁には消費税の議論もしたいんだ、あるいは、いろいろな矢継ぎ早の政策を打つておられる、こういう御提案であります

すけれども、それでは日程観のないままにやつてあるわけではないですよね。つまり、三年もかかるということをやはり言つてしまつたこと、つまり三年間はあるんだと。もう年度中にはけり

をつけるんだとか、そういうものをむしろ言うべきではなかつたんじゃないかなうかと私は思うんで

すけれども、ちまたの中小零細の本当に運転資金に困つておられるような皆様からすると、三年も待つていられないというのが私は実感だと思います。

改めてお尋ねいたします。与謝野総理、だったら

あんな、三年なんということを言いましたか。

○与謝野國務大臣 全治三年という表現は、完全

に治るまで三年という意味で、徐々に回復してい

く過程があるという表現でもあるわけです。

○古本委員 洒脱で、結構ぼろっと本音を言つて

くださるので、意外と人気がある与謝野さんかな

とお見受けをいたしておりますけれども、やは

り本音を言つていただきないと、まあ弊社の代表

も、巷間、与謝野さん頑張っているじゃないかと

言われているようですから、何か妙なシンパシー

も感じながらきょうお尋ねしていますけれども、

ではもう一つ、ちょっと全体の、各般にわたる話

をお尋ねします。

今、日本では物が売れなくて困っています。さてみますと、こういう状況から立ち直るのはそう三月、半年、一年ということではなくて、相当の時間がかかるということは間違いない。今まで経済の予測で全治三年なんということを言うということは、非常に長い回復期間が必要だ、そういうことを総理は表現されたかったのではないかなと私は思つております。

中長期的には、やはり所得税の税制を少し考えなきやいけない。昔は、所得税というのは所得再分配機能というものを非常に大きく持つていたわ

けですけれども、世界の所得税がフラット化していく中で、日本の所得税もそれに倣つて今の所得

税体系になつておりますけれども、果たして所得税が所得再分配に対して十分な機能を発揮しているかどうかというのは、税制の抜本改革の中でき

ちんと議論をしていただかなきゃいけない。

それから、当然、民主党が提案されている給付つき税額控除というもの、一つの類型としてはやはり検討に値するのではないか、私はそういうふうに思つております。

○古本委員 そうしますと、給付つき税額控除というものは一種の減税である、こういう理解でよろしいんですね。

○与謝野國務大臣 給付つき税額控除というの

は、今やつてはいる定額給付金と中身は非常に似て

います。私とりましては同じじゃないかなと

思つてますけれども、我々は、今後

所得税制を改正するときには、最高税率のあり方

あるいは子育て世代に対する税をどうするかとい

うこととは、やはり歳出面とあわせて考えていかな

いきやいけない課題であろうと思つております。

○古本委員 労働条件の改善についてははつきり

すけれども、大臣の所管でいえば減税しかないと思つてます。もう一つは、所管外ですけれども、全体でとらまえたならば、やはり労働条件の改善

しかないんじゃないかなと思つてます。

○与謝野國務大臣 実は、民主党を支持されてい

る連合という組織、立派な労働組合ですけれども、全国の働く方々を五千五百万人だと仮にしま

すと、そのうち連合がカバーしているのはわずか八百万でして、やはりこういうところが連合以外

の働く方々、未組織労働者、こういうことも代弁

していただかなないと、労働側の声が五十年、二十

年、小さかつたのではないかと思つてます。

それから、非正規雇用というのは社会保障の面

でやはりできる限り少なくしなければならない

雇用形態だと私は思つております。これは、宮本

太郎先生という北大の先生が書いた「福祉政治」という本があるんですけども、その中で宮本先生

が言つてはいるのは、ここ十年で日本人が失つた

最大のセーフティーネットは終身雇用というもの

だと。やはり会社、家庭が社会保障の重要な部分

を担つてたと私は思います。これは宮本先生の

御主張ですけれども、私はそのとおりだと思って、こういう雇用制度が与えている働く方々に対する不安というものは非常に大きいのではないか

と私は思つてます。

○古本委員 今非正規の方のお話も出たわけなん

ですけれども、今、いわゆる働く方々の三分の一

が非正規だと言つてますけれども、私はそのとおりだと思って、そうしますと、

失業保険一つとりまして、あるいは生活保護の

ありよう一つとりまして、日本人の勤労者とい

うのはみんな正規雇用で、終身雇用で、六十歳で

定年退職して老後は年金で安心してというモデル

がもう崩れていますね。この崩れている中

で、税や社会保障を再構築、一度本当にゼロから

つくり直すまでやらないことは、恐らく、消費

不安を払拭して、お金を使うことがまさに今不安

になつてはいる状況を取り除くことはなかなかできないと思うんですね。そのことは恐らく大臣も同

じ考え方だと思うんです。

そうしますと、今のお話の中で、正規雇用もも

ちろん大事なんだけれども、非正規の方々の所得も上げていかなきやいけないんだ、労働分配を上げていかなきやいけないんだ。こういうニュアンスと受けとめたんですけれども、簡潔に、そういううニュアンスでいいかどうか。その際、最低賃金についても意見を聞かせてください。

○与謝野國務大臣 オランダの例をとりますと、雇用形態のフレキシビリティー・プラス・セーフティーネットという考え方があつて、そういうものを見ますと、日本の労働市場は、バブル以降はある種の柔軟性を持ったことは間違いないんですけども、そのときに十分なセーフティーネットを構築していないといううらみが実はあるのではなかと思います。

最低賃金というのは、最低賃金が高ければいいわけですから、最低賃金を上げていきます

と、実は打撃を受けるのが中小零細企業でもありますので、そういうところの経営状況と考え方合わせながらやはり物事を決めていく必要があるのでないかと思います。

○古本委員 幾つかお尋ねしたいのですから、

ちょっと前に進みます。

大臣は、年末の御党の党税調、政府税調はどうだつたか、党税調でも御議論があつたと思つてすけれども、たばこ税ですね。たばこ税というのはかつての戦費調達に起源があるというふうに承知をいたしておりますけれども、これはすぐれて財源であるという御理解でよろしいですか。

○与謝野國務大臣 私も、やめると言われるのになかなかたばこをやめられないんですが、たばこが一箱千円になつたらやめようとは思つていてます。それから、たばこを財政物資だと思って税を上げていきますと、実は消費が減つて収入がそんなに上がらない。ですから、たばこの税を仮に将来考へるとしましたら環境問題、健康問題から上げ

るということであつて、たばこで稼いで消費税のかわりにしよう、そういうのはよこしまな考えだと思います。

○古本委員 そうしますと、今御省が所管されておりますたばこ事業法という法律がございます。この事業法によれば、たばこ事業を涵養し、それによつた収益がまさに税に寄与するということで、たばこ事業法がある限りは、これは大臣がおつしやつた健康目的あるいは環境目的では法の趣旨が合わなくなつてしまふんですね。大臣はすぐ

く本音で言つていただいたと思つて、ナイスショットですよ。非常によかつたです。

というのは、今、千何百円のところという例を出されました。恐らくイギリスとかを想定されて

おつしやつたと思うんですけども、若い子が例えば一時間、どこかのファーストフードでレジを打つて足を棒にして働いて得られる時間給で計算した場合に、恐らくロンドンの学生の方が、アルバイトをして得られる時給をたばこでいうと、本当に一時間足を棒にして立ちすくめで仕事をなさつて、やつと一箱買える買えないかなんですね。ところが、日本の場合は恐らくもっと買えるんですよ。つまり、若年層が手を出しやすいんですね。私は若い人でも二十以上になれば、嗜好品

ですから吸いたい人は吸えばいいと思うんですけども、これはWHOの勧告で、まさにたばこ規制枠組み条約の締約国に日本はなつてているんですけども、その中からも、価格政策によって喫煙率を下げることによって国民の健康を守るべきだという指導も受けているんですね。

これはちょっと余計な解説をしましたけれども、そういう中で、実は健康目的と環境目的といふふうにしつらえを変えようと思いますと、これは財務省から厚労省に所管がえした方が恐らく事

務省が進むんじゃないかなと思うんですけども、にわかのお尋ねですから、少し感想だけ聞かせてください。

○古本委員 では大臣、今失業されて、本当にきようの食事に困っている人が随分いらっしゃるけれども、財務省がやつてた方が万事穏やかではないかと思つています。

○与謝野國務大臣 役所がかわつたからといってたばこのおいしさが変わるわけでもないと思つてますね、雇用不安の問題。これは今、実は、住民税の課税のタイミングの問題があるんです。つまり、所得税は現所得に対し課税されますので問題

るということを否定するつもりは全くございませんし、それから、それだけではなくて、たばこ産業あるいは葉たばこ農家といったようなものが厳然として存在するということも事実でございます。

○古本委員 たばこに関してはこれが最後です。大臣が答えてください。

財務省の所管されているたばこ事業法の趣旨を逆さに読んでも表から読んでも、どこから読んでもやはりたばこ事業を涵養していくということがなつてているんです。それで得られた財源を国庫に対して貢献させる。要するに、財源として見しゃつた本音とずれているんです。これからは健康と環境から課税していく、消費税に代替するよななものと思うとそれはよこしまなものであるというの、まさに本音で言つていただいたと思うんですよ。

だから、ぜひそういった研究を、これは本当にいがみ合つてもしようがないので、御省としてもその研究を始めていただきたいし、これはやはり財務省がその気にならない限りは、厚労省もそんなこと余裕がないと思うんですね。このことに関して、みずから千円になればやめたいと思つてたというお気持ちも吐露された中で、この研究を進めることについての御決意を。

○与謝野國務大臣 役所がかわつたからといってたばこのおいしさが変わるわけでもないと思つてますね、雇用不安の問題。これは今、私は思つておられますから、少し感想だけ聞かせてください。

○古本委員 では大臣、今失業されて、本当にきようの食事に困っている人が随分いらっしゃるけれども、先立つものがないので払えない。この流れが国税の担当大臣としてどうでしようか。

○与謝野國務大臣 まず、根本的な問題として、やはり納稅者が番号で整理されていない、社会保障番号もない、このITの時代に何たるおくれかも、先立つものがないので払えない。この流れは国税の担当大臣としてどうでしようか。

前年所得に対しして課税されるために、前年所得があつた人がことし失業なさつた場合には、税を払いたくても払えないという現実があるんですね。これは精査が必要だと思うんですけども、国税から各市町村へのデータがどういう形で出されいるかということもどうやら原因があるらしいんですよ。今、セーフティーネットやら非正規の労働の方も賃金を上げていきたいとか、いろいろなことを言つていただきました。大臣、技術的なことは聞きませんから、大御所なんですから慌ててお答えください。

大臣が答えてください。

財務省の所管されているたばこ事業法の法の趣旨を逆さに読んでも表から読んでも、どこから読んでもやはりたばこ事業を涵養していくということがなつているわけですよ。これは大臣が冒頭おつしやつた本音とずれているんです。これからは健康と環境から課税していく、消費税に代替するよなるものと思うとそれはよこしまなものであるというの、まさに本音で言つていただいたと思うんですよ。

だから、ぜひそういった研究を、これは本当にいがみ合つてもしようがないので、御省としてもその研究を始めていただきたいし、これはやはり財務省がその気にならない限りは、厚労省もそんなこと余裕がないと思うんですね。このことに関して、みずから千円になればやめたいと思つてたというお気持ちも吐露された中で、この研究を進めることについての御決意を。

○与謝野國務大臣 役所がかわつたからといってたばこのおいしさが変わるわけでもないと思つてますね、雇用不安の問題。これは今、私は思つておられますから、少し感想だけ聞かせてください。

○古本委員 では大臣、今失業されて、本当にきようの食事に困っている人が随分いらっしゃるけれども、先立つものがないので払えない。この流れが国税の担当大臣としてどうでしようか。

○与謝野國務大臣 まず、根本的な問題として、やはり納稅者が番号で整理されていない、社会保障番号もない、このITの時代に何たるおくれかも、先立つものがないので払えない。この流れは国税の担当大臣としてどうでしようか。

うと思います。

ただ、国税と地方税は、制度もちよつと違つていまして、控除する部分なんかの数字が違うので、そういうものを計算する手間もありますので、同時というわけにはなかなかないんだろうと思ひますけれども、きちんとコンピューターで管理すれば相当なスピードで物事が処理できることは間違いないと思います。

○古本委員 これは大きいです。力強い御答弁をいただきましたし、これは与野党でも本当に知恵を出して、今、手を打つときに本当に来ていると思ひますね。大臣、正規が当たり前で終身雇用だつたというモデルすべてが設計されているんですよ。今や三分の一が非正規です。そういう意味では、いつ派遣どめに遭うかもしないという不安の中の皆様からすれば、納めたくたつて納められないんですよ。この住民税の問題。ですか、ぜひ議論を前に進めていただきたいと思います。

もう一点、ちょっとおまけで、サービスで答えてください。実は、退職金は特別に控除してもらえない、住民税。どんといきなり来ちやつたら、前年所得が一千万円もあつたということになつちやうので大変じゃないですか、一時所得としてあつたということで。これは、ある一定の要件を満たして、本当に今住民税がどうしても払えないんだという状況に陥っている人については、総務省の所管のことを言つていますが、だけれども何か知恵は出せないかと救済する方法を調べましたら、雇用を失つた方に対する住民税の前年所得課税については、失業という観点からは恐らく救済の措置は今は十分ではないんですよ。

実は、この後、予算の分科会で総務大臣にこれを質問してきますので、ぜひ閣内でも御議論いただきたいと思うんです。お約束していただけませんか。

○与謝野国務大臣 もちろん我々も研究しますけれども、党の方でも検討するようにお願いをします。

○古本委員 ありがとうございます。五年間質問していまして、何か具体的な回答を得られたのが初めてのよう気がしまして、私はすごくうれしいですよ。やはりこういう議論を国会でぜひしたいですね。よろしくお願ひします。

さて、本題に入りたいんです。自動車関係諸税です。これは、今回、政府におかれましては、いわゆるクリーリング税制というか、そういう電気自動車とかハイブリッド車に対する税がある。きのうも与党の委員が質問をされていましたけれども、受益と負担の大原則に照らしたときに、少なくとも国税である揮発油税と自動車重量税に関して言えば、大臣、技術的なことは聞きませんから大丈夫です、財源特例法ということで、その財源を道路目的に取り込むことによつていわゆる財源の特定財源化を図つてきたわけなんですよ。ところが、今回、財源特例法をもうやめてしまう。

については、揮発油税に至つては、昭和二十四年に創設されたときには、あの戦後の混迷期に油を買つことができたような人は恐らく相当裕福な何か特殊な事情のある人だつたんだと思うんですね。住民税。どんといきなり来ちやつたら、前年所得が一千万円もあつたということになつちやうので大変じゃないですか、一時所得としてあつたということで。これは、ある一定の要件を満たして、本当に今住民税がどうしても払えないんだという状況に陥っている人については、総務省の所管のことを言つていますが、だけれども何か知恵は出せないかと救済する方法を調べましたら、雇用を失つた方に対する住民税の前年所得課税については、失業という観点からは恐らく救済の措置は今は十分ではないんですよ。

実は、この後、予算の分科会で総務大臣にこれを質問してきますので、ぜひ閣内でも御議論いただきたいと思うんです。お約束していただけませんか。

○与謝野国務大臣 もちろん我々も研究しますけれども、党の方でも検討するようにお願いをします。

けで課税される重量税、このありようを考えましたときに、まず財務省の所管に絞つてお尋ねします。

すけれども、昭和四十九年、暫定税率を導入した

ときには、道路建設を促進させるのであるという

ことを専らの目的で創設した経緯を踏まえます

と、相変わらず暫定税率を維持したままで自動車重量税を一般財源化してしまうというのは、納税者への裏切りではないかなと思うんですけども、いかがでしようか。

○与謝野国務大臣 ます特定財源に関する考え方ですが、先生お話しになられたように、揮発油税は、スタート当初は一般財源としてスタートして、多分、田中角栄さんの時代に特定財源に法律上格上げをしたわけです。一方、自動車重量税は、見かけは一般財源として立法をされましたけれども、答弁によつて特定財源化したわけです。

これは、その当時はやはり道路の建設に対する需要が非常に大きくて、道路を建設するということは日本の社会経済にとって極めて大事なことであつたことは間違いない。また、必要性もあつた。

ただ、道路の特定財源の一般財源化をしようといふ議論はそもそもどこから起きたかというと、入つてくるお金の分だけ全部道路をつくつちゃおう、そういう考え方をやめようと。この道路は必要かどうかということを一本ずつ精査していく必要があります道路をつくろうということで、入つてくるお金によつて決まるんじやなくて、必要性によつて道路を建設しようという考え方になつたんだと思います。

そこで、受益者負担だと言つて本税プラス暫定税率を取つていたのに、暫定税率を残しておいたのはひどいじゃないかという議論は、自民党の中にも物すごくたくさんあつたわけです。これはやはり、こういう財政が非常に厳しい折であるし、この自動車重量税に関しては、随分、権利創設的なニュアンス、意味合いがあると思うんですた、これはまげて、お台所が苦しいので、暫定税率をそのまま維持させていただきたいということ

で、受益と負担の議論は実はそのときから消えているわけでございます。

○古本委員 ちよつと最後が聞こえにくかつたんですけども、受益と負担の議論は、御党の中でもうそこのときから消えた、「こうのこといいんですか」。

○与謝野国務大臣 受益と負担の関係は、そのとおりでござります。

○古本委員 そうしますと、大臣の、昨年の総裁選に出られたときの与謝野公約をちよつと拝読いたしておりますけれども、この中でこういうふうにおつしやつておられます。「自民党的再生」という項目で、「国民党として、都市だけ发展すればよい、人の痛みがわからない政党であつてはならない。」と言つておられるんですね。

数字を紹介しますと、今都道府県別に見ますと、これは圧的に地方ほど車の保有台数は多いですよ。東京都民の平均保有台数は、コンマ五以下ですよ。なぜならば、公共交通がこれだけ整備されているからです。駐車場も高いし、持ちたくても買えないという方もいらっしゃいますよね。

ところが、地方は、車が好きで好きでしようがないという人ももちろんいらっしゃると思いますけれども、生活のために運転していらっしゃるわけですよ。これは、自民党的先生方も選挙区に帰れば、もう一家に一台、二台どころか、家族の人数分、車がありますというところは幾らでもあるはずなんですね。世帯別に見た、都道府県別、市町村別に見た自動車保有台数を一度精査してください。

その上で、実は、租税公平主義、これは憲法十四条に照らしたときに、何人も税は公平でなければならないと書いてあるわけですよ。そうしますと、例えば千ccのお車を買った人がおる、あるいは五千五百ccのお車を買った人がおる、あるいは二千五百万円の人が買った場合と年収三百万円の人が買った場合と、それは明らかに税率は違うんで

すけれども、ぎりぎり、これまで大義として許されたのは、受益と負担の関係があつたからです

よ。それは皆さん、道路を使つんですから負担してくださると言つてやつてきました。ところが、今や、その受益と負担の関係は、御党の中で消滅したとおつしやつたんですよ、今、大臣をしておつしやつたんです。

ぜひ委員長、これは一度、この場は数字はもうきょうは一切聞かせませんので、都道府県別あるいは市町村別の保有台数を精査していただき、世帯当たりの税の負担を調べてください。それで、この委員会に報告してください。委員長、これはお願ひします。

○田中委員長 後刻、資料等については御協議をいただき、また報告できるものはぜひ報告をしていただきたいと思います。

○古本委員 委員長のお計らい、ありがとうございます。ちなみに、これは絶対に出るデータですから、またお願いをしたいと思います。

ということは、実は租税公平主義の中で、特に垂直的公平性というんでしようか、つまりその人の資力であつたり、あるいはそういう環境であつたり、いろいろなことで税というのは扣税力がある人、ない人、ありますね。そういう中で、実は自動車という商品に関しては、その人の扣税力いかんにかかわらず、乗らないと暮らしていくないという人がこの日本には随分いらつしやるわけですよ。そのおかげで学校にも行ける、病院にも行ける、職場にも行けるという人が山ほどおるんですね。それらが負担した税は、やはり公平性がないといけないと思うんです。

その意味では、今回、例の社会保障の二千億円の財源圧縮を政府がなさる中で、この中にするりとまた六百億円ほど自動車諸税を入れておられましたけれども、東京の丸ノ内線で通勤している人の医療費に、なぜ九州や東北で車でないと暮らせないといふ人が納めた税金を回さなきやいけないですか。受益と負担の関係とは決別したんだといふことを宣言されましたけれども、これは有権者は見てていますよ。納税者は見ていますよ。本当にこんなことでいいんでしようか、大臣。

課題の提起としながら、改めて、一般財源化するなら、やはりせめて国民との約束として暫定税率は廃止しなきやいけないと思いますよ。いかがでしょうか。

○与謝野国務大臣 国の財政の状況から見てもそれはなかなか難しいということのほかに、やはり知事会、市町村会からの強い御要望は、現行の税率水準を維持しろと。地方の声は、実はそういうことであつたわけでございます。

さて加えまして、税の公平ということを議論しますと、私の選挙区は東京でございますけれども、それでは地方交付税というのは一体何なんだという話になつて、それから、おととし、私が税調の小委員長をやつておりますときに東京都の石原知事と交渉して、悪いですが三千億ほど東京都の税金を地方に回して下さい、こういういろいろなことをやつていますけれども、揮発油税あるいは自動車関係諸税だけに着目をして公平かどうかとかということを論じるのは、ちょっとと議論の幅があるんじゃないかなと想います。

○古本委員 大臣、数字だけ紹介しておきますけれども、千八百ccの車、一・ハリッターだから、大臣のイメージでいくと、昔でいうコロナとか日産でいうところのブルーバードみたいな車のクラスの車で、買つていただいて五年間乗つておられたとして、税を計算しますと、一年でですよ。それに駐車場代もかかつた日には、ランニングコストはもう言うまでもありません。

つまり、今、自重税と揮発油税は国税で財務省所管なのでそこに限定いたしましたけれども、車を買ったときには取得税、車庫に置いておるだけで自動車重量税、そして排気量だけで自動車税、走らせてガソリン税、軽油引取税。もうこれは、かつての高級品であった、戦後の焼け野原で車を

買うことができたという本当に特殊な人に税が課せられていたから、今回、話は、方だけ変えちゃつたのですから、今回の話は、全国七千万台の車が走つてますから、多くのドライバーは見ていますよ。それはないんじやないかという思いですよ。だつて、この道路は皆様のガソリン税でできていますよ。そういう看板を、ではこれから引っこ抜くんですね。そういう話になりますよ。

ですから、大臣、きょうは全体の、まずお手合の狭い話はするつもりはなくて、自動車というものを持ち、走るという、日本人にとって地方ほどなくてはならない必需品に対する課税としては、余りに租税公平主義に反していいのかという観点で少し議論をさせていただきましたので、また次回にその続きを願いしたいと思うんです。

もう時間が来ちゃつたので残念ですけれども、最後に一つだけ、済みません。

今、久しぶりに堺屋太一さんの「平成三十年」をもう一回読んでみましたら、本当に当たつているんですね。何となくそういう感じになつてきていましたよ。平成三十年の日本というのは、物価が上がり、対米ドルレートも二百五十円ぐらいの時代になるというふうに予測されているんですけども、平成三十年の日本の世の中の法人、会社といふいうか、要するに付加価値の四番バッターはどうも製造業じゃなくなつていてる感じなんですよ。

我が国における付加価値の四番バッターは製造業であり続けるべきではないかと僕は思っていますけれども、与謝野さんは十年後の日本の四番バッターはどのセクターになつていると思われますか、あるいはどのセクターであるべきだと思われますか。

されたいた方、我が党の中にも何人もおられましたけれども、そういう幻想がいわばこの一年ほどで打ち破られたと私は思っています。

日本の生きるすべというのは、やはり愚直なもの、サービスづくりであるんだろうと思つていて、日本みたいに資源のない国にそんなうまいの、あらゆる国々との競争関係に入つてまいりました。どの分野で生き残るかというのが、実は日本にとって私は最大の課題であるというふうに考えております。

どの分野で生活の糧を得られるかというのではなく、日本人にとって最大の課題であると思っておられます。どの分野でも、中国初めあらゆる分野との、あらゆる国々との競争関係に入つてまいりました。どの分野で生き残るかというのが、実は日本にとって私は最大の課題であるというふうに考えております。

○古本委員 製造業が四番バッターではない平成三十年を堺屋さんは予測されていますけれども、大臣もそう思うということなんですか。それとも、四番バッターであり続けられるようになんと頑張つた方がいいと。どういうふうに最後言われたのか、念のため確認しておきます。

○与謝野国務大臣 ですから、世界が受け入れてくださる製品、サービスを競争力ある価格で提供できる国であり続けるためにあらゆる努力をしなければいけない、こういうことでございます。

○古本委員 ありがとうございます。

○田中委員長 次に、松野頼久君。

○松野(頼)委員 民主党の松野頼久でございま

す。

大臣、御就任いただきて初めての質疑になるんですけれども、正直、きょう私もほとんど準備をしておりません。というのは、この委員会がいきなり立ち上がりつたということで、大臣に申しわけないんですけども何も通告もしていないのと同時に、私も何の準備もしておりませんでしたので、こう

いう質疑もいいのかなと、本来の形で。ですか
ら、余り細かいことは聞きませんので、どうか御
安心をいただきたいと思います。

それと、これは大臣にというよりも先輩の議員として聞いていただきたいんですか、毎年こういう形で税法の審議というのが実は行われているんですね。要は、一月、補正予算を組む。補正予算が終わると本予算の審議に入る。その本予算の審議で財務大臣がとられるものですから、予算委員会のあいている時間にちょこちょこと税法を審議する。例えば、きょうは分科会であるからとか、あと公聴会とか、多分その後は来週の参考人のところにこらへてもらう。それで、見て、今四

さにやるんでしょう、それで 秋ですから 今この法律も重要広範議案に当然指定をされて いるんですが、ことしどれだけの審議時間が確保できるかわかりませんけれども、おむね十時間いくのかないのかということになります。

一方、歳出の方の予算委員会は、毎年六十時間、七十時間という審議時間をやつて一月の終わりから二月の終わりまでというのが大体、毎日それが行われるというのが予算委員会、歳出の方であります。

これは、私は議運の筆頭をやっているときから常々議会の中で申し上げているんですが、やはり税というものは議会のそもそもその始まりではないか、そして国民生活全般にかかる最も大事なものではないかというふうに私は思っているんです。

ね、そういう中で毎年こういう予算の合間にど
たばたとという審議で、審議の時間だけとにかくく
消化をして、予算と一緒に所得の、国税、地方税
を上げるんだといって、三つ合わせて参議院に送
るという、私は非常にこの審議のやり方というの
は内緒ができない、です。

に絶対ができないんで、
行政府の大臣にどうこうしてくれということを
言つているわけじゃないんですけれども、立法府が
としてやはりそれは、議運のときに僕がずっと提
案しているのは、秋は歳入委員会をやって、どつ
しりと予算委員会並みの税及び社会保障等の歳入
の委員会をやろう、その議論を踏まえて、政府税

調にかけて学者の先生方が手直しをして、ことしの通常国会に出して、それで今ぐらいの審議時間を見て、上げていくというのが、私は議会としての筋ではないかというふうにずっとと言い続けているんですね。

ことしは、民主党の政策の中にこれを入れてもらいました。ですから、たとえどの政党が政権をとつていようとも、税の扱いは僕は変わらなくていいのではないか、しっかりと歳入歳出を議論して、そして参議院に送るなら送るという姿勢をとっていこうということを実はずっと訴えておるんです。

○与謝野國務大臣 私も議連、国対に長い間所属行政の大臣に御意見を伺うのははじめてと認めた。話かもしれませんけれども、行政府から見ていただいても結構ですので、ちょっと御意見をいただけないでしようか。

をしておりましたし、大蔵委員会にも所属をしておりまして、昔の大蔵委員会は、夜なべと称して、予算委員会が終わつた後審議をしている。なかなか、国会のしきたりというのは変えられるようで変えられない、難しいものだなと思つており

ましたが、先生がおっしゃるように、もう少し効率がいい審議の方法はないか。また、審議される内容というのは相当高度なものでござりますから、この財金委員会なんかの税の議論の本質等は、やはりもう少し広く国民に知つていただきたい

方が私は多分いいのであろうと思つております。
○松野(頼 委員) ありがとうございました。これ
はぜひ議会の中でしっかりともう一度、僕はひたすら
これは言い続けていこうというふうに思つてお
るので、ぜひ応援をしていただければありがたい
に思います。

もう一つ、ちょうど少し前にこの財務金融委員会におきまして、韓国の財務金融関係の議員との懇談会を持ちました。私はその場におりまして、諸外国から日本は今どういう形で見られているんだろうかということを非常に考えたんですね。今、テレビや新聞では、割とおもしろおかしくボ

スト 麻生 とい うこ とが 言わ れて いるん です が、た
だ 私は、 これ はど んで もな い話 なんじ やな いかと
思 うん です ね。

というのは、まず財政的には、以前イタリアがEUに参加をする前に、財政赤字が膨らみ過ぎて財政破綻をしているかのように言われておりました。ただ、そのときでも公債発行比率、対GDP比で百三、四十だつたと思うんですね、二、三十の間だつたと思うんです。今、日本は一五〇をはるかに超えているんです。ですから、非常に財政的には厳しい状況。それで、毎年総理がかわるということであります。

国内で見れば、次のオスト麻生はたれかわいしかったのはおもしろい話かもしませんが、諸外国から見た場合に、この日本の姿というのは非常に恥ずかしいものになつてゐるのではないか、日本は大丈夫なんだろうかという心配を与えるよう

○与謝野國務大臣 総理大臣は、ここ二十年ぐら
いの総理大臣を全部言えと言われても、なかなか
思うんですが、その辺、大臣の御意見はいかがで
しょうか。

すらすら言えないぐらいたくさんのお詫びが生まれた。これは、政治の安定性からいつても諸外国との関係からいつても、必ずしもいいことではないというのが一般的なことだと思いますけれども、なかなか、民主党を初め野党の皆様も厳しいので

容のほどをお願い申し上げたいと思います。
○松野(類)委員 そこで、先ほどの公債発行残高
なんですが、私は以前に議事録を取り寄せて、当
時の福田赳夫大蔵大臣、野党の木村禧八郎さんか
ら、しげ最もくに手を回すとこぎの議論

た。それが最初に赤字公債を発行したときの講話
を議事録で取り寄せて読んだことがあるんです。
そのときには、当時の福田大蔵大臣は、公債發
行をしてもそれが膨大に膨らんで收拾がつかな
くなるようなことはないんだというふうにおっ
しゃっていたんです。当時の野党は、いや、公債
發行を一度認めるに、公債に依存することに

よつて野方団に公債残高が上がつてしまふから、
発行はだめたという議論を、これは予算委員会で
三時間か四時間の、長編の読みごたえのある議論
だつたんですけれども、今の状況を見るとまさに
その状況なんです。

例えば、今審議されている予算、歳出八十五兆、税収四十三兆です。毎年毎年三十兆から四十五兆の、特にことしは景気の悪化があつて一番悪い状況ですけれども、要は、本予算を組むたびに公債発行がなければ本予算は組めない。過去の公債発行に対する返済が、公債発行分と同額以上にあるという非常に不健全な状態に私はあると思うんで

要は、これだけのさまざまな税法をつくつて税源を確保しているんですけども、果たして、今この法律で集められる税というのが先細つてきていいから僕はこれだけ税収が上がらないのではないですね

かと。
た。扶養控除のカット等々、各種の控除も廃止をしました。ずっと増税路線を続けているんですね。橋本内閣のときには、消費税の増税及び社会

保障の増税をしました。小泉内閣においても実は、消費税こそ上げていませんけれども、定率減税の廃止、扶養控除のカット等々、小さく小さく上げてきてるんですけども、にもかかわらず、税率は毎年下がっているんですね。

もちろん一時に上かるんです。ただ結果的に、ことしの四十三兆という衝撃的な数字を見れば、下がつてきているということは、どこからどういう形で税を徴収しようという課税標準をもう一度考え直す時期に僕は来ているんじゃないかなと思うのですが、大臣、その辺の考え方はいかがで

○与謝野國務大臣 税は、所得のところで取るか消費のところで取るか、そういう分け方もあります。
ただ、松野先生のマクロの議論を進めてまいりますと、やはり国民負担率という概念をもう一度す。

検討する必要がある。国民負担率を通じて、國のありようというものを皆様方に議論をしていただかなきやいけない。ですから、あるべき税制を議論する前にあるべき社会というものを議論しないと、多分結論が出ない話です。

ですから、今単純に、国民負担率、すなわち税と社会保険料を足したもの比べてみますと、一番上はスウェーデンで七〇前後、アメリカが三六とか、そう両極端にあるわけで、国民負担率からいつて日本の国はどの辺にあればいいのか、そういう問題があるんですけれども、実際は、日本の国民負担率というのは四八から五〇になつていまですが、実は問題なのは、国民負担率のうちの一、二%ぐらいは将来世代に回しあつて潜在的な国民負担率であつて、現代の問題は現代の人が解決しなきやいけないという意味では、やはり国民負担率を後の世代に回すということはそろそろやめにしようというコンセンサスができないと、後の世代がたまらないというふうに私は思つております。

○松野(頼)委員 後の世代に回さないというのは全く同感であります。

では、これだけ公債発行を毎年ふやしながら歳出歳入がバランスが合っていない、歳入が四十三兆で歳出が八十五兆であるという状況をやはり改善をしなきや僕はいけないと思うんですね。

それと同時に、今国民負担率のお話をされましただれども、各種の税を比較すると日本は実は国民負担率そんなに高くないんですよというような表がよく出てくるんですよ、スウェーデンに比べたらこうです。ただ、そういう国民負担率の中には日本独特の負担というのが実は含まれていないんですね。

例えば、生活をしていく上で電気をつける、電源開発促進税という税金がインクルードされているんですね。また、例えはこういう事業所をつくると防火責任者を置くためには研修を受けなければいけない、研修

の費用が幾らですか、いわゆる官製ビジネス的なもの。また、特別税的なもの等々。また、例えは御飯を食べる、その食べるお米の中に検査費用が含まれている。

さまざま目に見えない国民負担率というのが実は日本には入っているんです。消防の検査もそう、何もそう。そういうのを合わせると相当な高コスト体質に陥っているのが、僕は今の日本の姿だと思います。それが数字に出てくる国民負担率に入つていいんですね。よく言われる諸外国との比較の中で、だから、ある程度所得は高いけれども、高コスト体質に陥っているものですから、そういう見えない負担というのが物すごくこの国は多いんです。

外郭団体、特別会計、特別税、また官製ビジネスみたいな形のものが、例えは免許を取りに行きました、運転免許を取ります。アメリカのカリフォルニア州では免許を取るために、日本みたいに何十万もお金かかるんですよ。車検もありません。等々、そういう目に見えない国民負担というのが入つていてるわけですから、日本の単純な税と社会保障費を足し合わせただけの国民負担と実際の生活環境の中の国民負担というのは、僕は圧倒的に違うと思うんです。その辺もやはり少し整理をしていかなければいけないのではないか。

もちろん、一般の今の税法で徴収される税と目に見えない負担の部分の整理を行うこと、これがたれども、各種の税を比較すると日本は実は国民負担率そんなに高くないんですよというような表がよく出てくるんですよ、スウェーデンに比べたらこうです。ただ、そういう国民負担率の中には日本独特の負担というのが実は含まれていないんですね。

例えば、生活をしていく上で電気をつける、電源開発促進税という税金がインクルードされているんですね。また、例えはこういう事業所をつくると防火責任者を置かなければいけない、防火責任者を置くためには研修を受けなければいけない、研修

きやならないものも実はたくさんあって、橋本龍太郎さんがよく言つた言葉で、経済規制はなるべくやめよう、社会規制は必要なものは強化していく。こう、こういうことを言つておられましたけれども、そこまで極端にいくかどうかは別にして、必

要以上の規制というものは、今松野先生御指摘のように、国民の負担となる、企業の負担となる、やはりこれは、やめていいものはどんどんやめなきやいけないと私は思つています。

○松野(頼)委員 よく、天下りの問題また外郭団体の問題がテーマになります。私は、時代時代で、それがすべて悪いとは言い切れないと思いますが、日本が高度成長を続いている時代であれば、行政の補完機関としてそういうものがあつても、経済成長がそういうものを吸収して大した負担にならなかつたと思うんですね。ただ、バブル崩壊以降ずっと、日本はある意味ではデフレに陥っている。そこで、その肥大化した、例えばそういう部分の見えない負担が余りにも大きくなつて、よう、四千六百から七百の法人に対して毎年十二兆の支出が行われているというよう

な話が出てまいりますけれども、もちろん、それはすべてが無駄だとは言いません。ただ、一度そこは総ざらいをして、どこまで国民の負担を下げることができるのか。

例えば、先ほど電源開発促進税という特別税の話をしました。私、以前に、経済産業委員会でこの議論をしたことがあるんですが、当時なので今約四千億円ぐらい一家庭年間大体千五百円から二千円ぐらいの実は負担をしている。それが電源開発特別会計に四千億円ぐらい毎年集まつてくる

隨分やつたつもりでございます。やつたつもりであります。だけれども、松野先生言わわれているように、社会の方々に要らぬ規制というものが残つてゐる可能性はある。これはやはり、丹念に取り除く作業は続けなきやいけない。

ただ一方では、国民は物事の安全とか安心とかを求めるわけですから、やはり社会的

す。残りは何をやつているかというと、外郭団体の人町にゲートボール場が三つあつたり体育館が二つあつたり等々、それも随分議論をされましたけれども、それは百歩譲つていいにしても、八百億なら八百億で、残りの三千二百億は減税できるじゃないですか、例えはですよ。そうやって見ていけば、もっとその税負担を私は限界まで抑えることができるんじやないかということをずっと国会の中でも唱えているんです。

特に、この苦しくなつた状況の中で、また、シャウブ勧告以来ずつとこの税制を約六十年使っています、手直しを手直しをしながら。ある時期に、根本的にそういう見えない負担も含めたものを一回総ざらいして、どこから税の負担をお願いするか、なるべく国民負担を低くしながら税収を上げていくという努力を、やはりこの国はしなかつて、よう、四千六百から七百の法人に対して毎年十二兆の支出が行われているというような話が出てまいりますけれども、もちろん、それはすべてが無駄だとは言いません。ただ、一度そこは総ざらいをして、どこまで国民の負担を下げることができるのか。

例えば、先ほど電源開発促進税という特別税の話をしました。私、以前に、経済産業委員会でこの議論をしたことがあるんですが、当時なので今約四千億円ぐらい一家庭年間大体千五百円から二千円ぐらいの実は負担をしている。それが電源開発特別会計に四千億円ぐらい毎年集まつてくる

ことができるんです。大臣、御意見はいかがでしようか。

○与謝野国務大臣 今先生が出されました電源開発促進税は、今はどうなつてあるかわかりませんけれども、立地勘定と電源多様化勘定と多分二つに分かれていると思います。多様化勘定は、多くは研究開発に使われていて、これは使い方としては正當なものだと私は思つておりました。ただ、それが適正かどうかというのは、やはり国会で研究をされる必要もあると思います。

ただ、実は公益法人に対する天下りの問題がたくさん議論をされておりまして、私は閣僚席で黙つて聞いておりますが、天下りの先の公益法人、財團、社団その他がどういう団体で、社会的な効用性を持っているのかどうか、あるいは国家の行政を進めていく上で有益性を持っているのかどうか、そつちの方がむしろ大事な話になるのではないかと実は思つてゐるわけです。

ただ、実際に四千億集まつてあるお金の中でも、場合によつては、行政で手に負えないア

トソーシングをしている場合もありますので、公益法人というのが本当に有効に働いているかどうかということのやはり点検は、私はぜひとも必要だと思つております。

○松野(頼)委員 私も、この天下りの議論というよりは、天下りの議論というよりも予算の無駄遣いの話だと思います。

もちろん、僕らもいろいろ役人の方とつき合つて、大変優秀です。正直に言つて、よく働いています。そういう中で、その人その人がどういう働きをしているかということを追つかけるよりも、例えば、予算がもうそこの外郭団体に一円も出なくなりました、予算執行がなくなりました、それでも天下りを雇われるなら雇われるで、それはその人の能力を買って雇うことですから、僕はそれはそれでいいと思うんですね。予算も行きません、仕事の発注も行きません、それでも雇われるなら、それは僕はいいことだと思っているんですね、職業選択の自由で。

要は、何が問題かというと、十二兆円というお金がそこに投入されていることが問題なんであつて、天下りが問題でも外郭団体の存在が問題でもなくて、要らない仕事が出ている、要らないお金が出ていることが問題なんだというふうに僕は思うんです。だから、そういうところに予算も仕事の発注もしませんよ、それでも雇われるならどうぞというスタンスに変えて、この天下りの問題は予算の無駄遣いの話ではないかと僕は思っています。

ですから、さつき財政赤字の話をしたのも同じなんですが、これだけ財政赤字を抱えている状況ですから、もう一度、無駄な予算、必要な予算を点検する、それを総ざらいすれば、おのずと天下りの問題も解消するんじゃないかと僕は思つているんですね。別に、役所にいた人が第二のステージの人生を歩むことは決して悪いことじやないんですよ。そこに予算と仕事がくつついでいくから問題なんですね。ですから、ぜひその辺、もう一度総予算の……

(発言する者あり)違う違う、これは持論。お金が行かない、仕事も行かない、それでも雇われるなうだらうぞというのが本論の議論じゃないかと私は思つんですが、もし御意見があつたらお聞かせをいただきたいと思います。

○与謝野国務大臣 ですから、そういう公益法人等が国の行政を進めていく上で役立つているかどうかということが問題なので、ただ就職先として財團をつくつたり公益法人をつくつたり、ただ惰性でそういうところにお金を出している、これはやめなきやいけないのは当然だと思っています。

○松野(頼)委員 それがたくさん見えるから僕らは委員会で追及をさせていただくんでなければなりませんが、それによってそこの予算がなくなつて、少しでも一般会計の予算に入つて今の財政に寄与すればそれはいい。また、それぞれの補助金についても、僕は同じ角度で見直すべきだと思います。ぜひ大臣、その辺を認識していただければあります。

あともう一点、多分最後になると思いますが、今回の税法の中で、去年大変大きな議論になりました租税特別措置法というのがあるんですね。これも、去年から私どもが申し上げているのは、租税特別措置法は約三百ぐらいあるんですね。ことは何項目か、ちょっと見ていないからわかりませんけれども、ことしはほとんど減税物であります。

ただ、一番長いのは、去年の段階で五十四年といふのがあるんですよ、多分、ことしになつて五十五年たつてあるんでしようけれども、ガソリンも三十四年だった。というのがぞろぞろと、五十四年を筆頭にずつと長いのがあるんですね。

租税特別措置法が、減税するのがけしからぬと僕は言つてゐるんじゃないんです。もし、三年なり四年なりやつてみて、必要なならば本則に加えるべきじゃないですかというのをずっとと言つてゐるんですよ。要らなくなつたら廃止をする。必要ならば本則に入れる。ですから、本当に三年とか四年、二、三年の間だけ租税特別措置法が残つていいかなと思います。

ただ、先生の御指摘は重要な点なので、省内で少し議論をさせていただきたいと思っています。

○与謝野国務大臣 やはり税は、公平かつ中立性を求めるはいるという中で、その公平公正であること、中立的であることと特別措置というのはどうしてもそぐわないんですね。もちろん、一時的にはそういうことがあつてもいいと思います。一時的にはそういうことがあつてもいいと思います。ただ、なるべくそれは原則としてきちんと入れる。というのは、これも去年随分議論させていたただいたんですけど、一体幾らの税金を、どの会社がその特別措置を使って、どれだけの減税が行われているとか増税が行われているというデータを出してくださいと言つても、なんですよ。申告のときに別項で書かないから、それわからんないです。おおむねこれぐらいじゃないですか。おおむねこれぐらいじゃないですかみたいな書類を持ってくるんですね。

でも、それは増税なり減税なりを受けるわけですから、それを利用する例えれば会社なり個人なり、申告のときには項目書き出して、私はこの特別措置を使います、ひいては税額は幾らですか。このことを言えば、全部きちんと全国から集計が上がつてぐるんですよ。それも書かない。

○松野(頼)委員 五十五年はちょっと長過ぎるんじゃないですか、半世紀以上ですか。それであれば、本則に入れてきちっとすればいいのではないかというふうに私は思つんです。

来年はそういうのをぜひなくしてもらいたい。今年度だつて本則の改正をしているじゃないですか。必要な時期に本則の改正をすればいいのであつて、特別措置のまま毎年、三年に一度とか五年に一度ずつ更新をして、それが十年を超えていくようなものはぜひ整理をしていただきたいと思いますが、もう一回答弁いただけないでしよう。

最後に、もう時間がありません、金融のことを少し、外れますが伺いたいと思います。

現下の経済状況の中では、僕は、金融庁はこの間よくメニューオー出しをやつてます。金融検査のやり方も、この間新聞に書いてありましたけれども、今まで何でここに貸したんですかと

四

しなさいと金融機関に指導していたのを、検査マニアルと監督指針を変更して、今条件変更をしてもそういう債権に入れませんよ、金融機関に対して資本の積み増しをしませんよみたいな、こんな画期的なことも実はやつたんです。

実施をするということを書いてあるわけではありません。
○佐々木(憲)委員 いや、ですから私が聞いてい
るのは、条件はついているというのは知った上で
言っているわけです。可能であれば、二〇一一年

四月からでも実施できるよう法整備を行う、そういう意味ですねと聞いているわけです。つまり、その条件とかいろいろなものはありますけれども。

○佐々木(憲)委員 それで、今度の国税法案の附則には、平成二十三年度、つまり二〇一一年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとすると書かれているわけでありまして、これは、この中期

○佐々木(憲)委員 与謝野大臣の書かれた、先ほ
るだけ忠実に法律の方に書いたわけでございま
す。 プログラムの考え方を法律の上に書き込んだ、こ
ういうことなんでしょうか。

ども御紹介した雑誌の論文では、消費税増税の時期については、経済回復を前提に二〇一一年から実施も可能なよう書かれている。こういうふうにされているわけです。つまり、二〇一一年の四月から増税が可能であるということは、それま

月、それまでに法制上の整備をするということは、その法律を国会に提案する時期は、これはつまりその時期までこなすができない、よけいなばなりすよね、今の説明ですと。

○与謝野國務大臣　これは専ら国会の皆様方のお考えによるところございますが、いずれにしてませんから、来年の通常国会、あるいは再来年の通常国会の冒頭、最初ですね、再来年だとちよつときついと思いますけれども、来年、大体そういうタイミングというふうにお考なんでしょうか。

竹下さんのときも、一番最初にこの消費税を導入されたときに、九つの懸念というものを出します

我々は既に計算しておりますので、もし必要であれば、そのカーブをお見せいたします。

も、遅くとも二〇一一年の通常国会というものは、その法律に書いてあるとおりということを目指せば、遅くとも二〇一一年の通常国会、場合によつては来年、そこは、どちらも確定的には書いてないというふうに解釈しております。

○佐々木(憲)委員 そうしますと、国会を構成する議員というのは、この法律を通すか通さないか、当然それにかかるわけであります。決定権をいわば国民から付与されるわけですね。そうなりますと当然、今度九月までに行われる総選挙で

選ばれる人がそれを決めるということになるわけですね。したがつて、今度の総選挙の一 大争点となる。これはもう確実だと思うわけですが、大臣、どうお考えでしようか。

○佐々木(憲)委員 大臣が書かれたこの論文ですと、「次の総選挙では消費税の増税が争点にされることは疑いもない。」疑いないというふうに言っておられるわけでありますて、我々は、この消費税の増税というものは絶対に反対であります。そ

れば、今から幾つか質問してまいりますけれども、いかなる理由であれ、消費税という税制を増税ということになりますと、大変な、低所得層に対する負担増、あるいは中小企業に対する負担、税制全体の再分配機能の低下、そういうことを考

えますと、この増税はやるべきではないと我々は考えております。

收入に対する消費税の負担の比率といふものは高いわけであります。所得の高い方、収入の高い方は当然、消費税の負担、額は大きいけれども比率は低いわけです。したがって、税制としては当然逆進性を持つてゐるということになると思います。

我々は既に計算しておりますので、もし必要であれば、そのカーブをお見せいたします。

○佐々木(憲)委員　社会保障が充実した場合はどういふ仮定ですよね。しかし現実に、これまで社会保障の負担は低所得者に非常に重くのしかかつてきているわけでありまして、小泉内閣以来まさに名目の国民負担が行わされました。

例えば医療保険の負担増、これも大変なものでありますし、本人負担が一割だったのが今や三割でありますし、あるいは老人医療の自己負担、外來月四百円が今は毎回一割または三割という状況であります。国民年金の保険料の負担も、七千七百円だったのが一万四千四百円であります。あるいは厚生年金の支給開始年齢もおくらせました、六十歳から六十五歳。さらに介護保険導入で、保険料の徴収が今までになかった方々が、全国平均で四千三百円取られるようになります。あるいは障害者福祉の自己負担、今まで応能負担であります。しかし、障害者自立支援法というものができまして、これまで無料だったのが、今は定率一割応益負担。しかも、後期高齢者医療制度という大問題で大変な批判が起きました。

一体、これまで政府は、社会保障に対してどれだけの負担の軽減をやつてきたのか。全く逆ではないですか。これまでどんどん負担がふえてきたわけであります。なぜそうなったのか。これは、毎年、社会保障の自然増二千二百億円をカットするということをやつてきているからそうなるわけです。仮にこれがふえていけば、大臣のおっしゃったようなことも数字の上では出てくるでしょう。例えば、今までやつてきたものをもとに戻す、そういう政策を実行するつもりはありますか。今まで小泉内閣以来やつてきた、構造改革という名で国民にこれだけの負担を負わせてきた、それ全部もとに戻しますというならまだ話はわかりますよ。やるんですか。そういうことをやるならまだわかりますけれども。

しかし私は、消費税というものを、いかなる理由であろうが、逆進性があるわけですから、これを上げるということになりますと、これは、今までの社会保障の負担の上にさらに低所得者に負担

うことなわけですから、通常の会社はそのようにやつていただかないと思つております。

○佐々木(憲)委員 中小企業が転嫁できないというの、消費が非常に落ち込んで物が売れない、したがつて、その分転嫁するということになりますと上げざるを得ない、しかし、そうなれば物が売れなくなつて經營が成り立たない。したがつて、身銭を切るわけですね、自分で。自分で負担をしなきゃならぬわけです。持ち出しなんですよ。そういう中小企業が全体の中で半分以上を占めているわけですね。だから、これはいわば中小企業の営業破壊税ですよ。そういう性格を持つたものだと言わざるを得ないです。

今回の消費税増税の急先鋒で、ともかく、ちびちび上げて何回も負けるなんなら、一回どんと上げて負けた方がいいという与謝野さんの持論のようですねけれども、やはり国民のためにそういうことはやつてはいけないと私は思います。

今回の、消費税を附則に書き込んで、何が何でも来年の国会か再来年か、こういうところで増税のレールを固めようとすることの法案自体も我々は反対でありますし、現に今、国際的に言いましても、日本の中小企業というのは、ほかの国と違って数が減つている。ほかの国では数がふえているわけです。これだけ日本の中企業というのは厳しい状況になつているわけであります。

国際的に言いますと、例えばイギリスの場合は、昨年十二月に景気対策ということで消費税を二・五%下げたわけであります。EUも、イギリスと同じような措置をとるように勧告をしていました。こういう状況ですので、やはり今回の消費税の増税というのはやるべきではない。棚上げして、これは与党としても政府としても、今百年に一度と言われているような状況の中で、これだけ国民が疲弊しているときには再来年、再来年に、まだ回復していないですよ、三年後といつても、三年後までには回復しているだろうと言つんだけれども、先ほどの答弁ですと、回復する前にもかかづる増税だけの法案、時期は決めていませんよ、しかし増税をするという法案を通してどういうわけですか。

○与謝野国務大臣 先生は一つだけ誤解されていましたので、その点は誤解なきようお願い申し上げます。

それから、いきなり消費税を上げるというようなことを言つているわけではありませんで、やはり景気回復があつた後に負担をお願いする、また、入ってきたものは社会保障費に全部使う、こういったことを言つておられるわけでございます。

○佐々木(憲)委員 消費税の増税をしますよという法律を先に通すわけですね。それだけでレールが敷かれますよ。その上で、回復を見てと言つけれども、いずれにしても増税なんですね、消費税は。

この消費税というものは、先ほど言つたように、低所得者に重くかかる大変な逆進性を持つた性格のものであり、しかも中小企業にとつては、営業を破壊する性格を持つた税金なんですよ。それを上げるとこと自体、私はやるべきじゃないと。

財政が大変だというなら、いろいろな方法があると思います。例えば、今まで減税をやり過ぎたんですね。法人税、大手企業は非常に税金の負担が軽くなつております、四三・三%だったのが今三〇%に下がつています。あるいは、証券優遇税制をやめると言つたのにまだ証券優遇税制を継続して、株の売つた買つたをやり、あるいは配当を受けた、そういう人たちの税金だけは軽くしてやる。これは全く、国民全体からいりますと、金持ち、大金持ち、大企業優遇で庶民に対しては負担ばかりふえる、そういう政治でいいの

かというのが今根本的に問われていると私は思うんです。そういう意味で、今回のこの税制法案についても、根本的な批判を我々持っていますし、消費税については絶対にやるべきじゃないということを今後ともしっかりと主張し続けていきたい、このことを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○田中委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三分散会